

令和6年12月8日改正
平成17年12月11日改正
平成17年1月25日改正
平成10年4月19日改正
平成5年7月25日制定

日本地域学会学会賞に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本地域学会（以下、本学会）学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）（以下、学会賞）に関する規程（以下、規程）（平成10年4月19日改定）第14第3項に基づき、学会賞授賞者の選考に必要な事項について定める。

(学会賞選考委員会の構成)

第2条 規程第12条の規定にかかわらず、学会賞選考委員会（以下、委員会）は、以下の委員で構成する。

- 一 本学会会長（以下、会長）
- 二 会長が指名する1名の本学会副会長
- 三 本学会常任理事
- 四 本学会理事会（以下、理事会）が推薦する本学会理事（以下、理事）
- 五 会長が指名する3名以下の本学会会員（以下、会員）
- 六 会長が指名する2名以下の本学会名誉会員

2 委員会は8名以上の委員が出席することにより成立する。

3 委員会に幹事をおき、本学会幹事（以下、幹事）がその任に当たる。

(選考委員の任期)

第3条 本学会役員の任期に準ずる。

(委員会委員長、副委員長および幹事)

第4条 委員会委員長（以下、委員長）および同副委員長（以下、副委員長）を各1名おく。

2 委員長は、会長が指名する。

3 副委員長は委員が互選する。

4 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

5 副委員長は、委員長に事故のあるとき、委員長が委員会を主催するのに支障のある案件が議題となっているとき、あるいは委員長の委嘱により委員長を代行する。

6 幹事は、委員の職務を補佐する。

(授賞者選考結果の報告)

第5条 規程第13条に規定する学会賞授賞候補者(以下、候補者)の公募は、自薦または他薦により行なう。

2 委員会は、各候補者ごとに、会員の中から委員を含む2名の専門委員を選出する。

3 専門委員は、決められた書式に従い、候補者が当該会賞の賞に値するか否かの評価を行なう。

4 委員会は、専門委員の評価結果に基づき、各賞ごとに、授賞者を議決して選考する。

5 前項に規定する議決には、出席委員全員の賛成が必要である。但し、これが得られない場合には、出席委員の4分の3以上の賛成をもって当該議決とし、規程第14第2項に規定する授賞者選考結果の理事会への報告にその旨付記する。

(奨賞対象研究論文の範囲)

第6条 規程第7条第3項に規定する奨賞の対象となる論文は、原則として発表当時37才未満の研究者である個人またはそれらの集団が発表したものでなければならない。

(共著論文の取り扱い)

第7条 奨励賞または論文賞の対象となる研究業績には、各々以下に掲げる共著論文を含めることができる。

一 奨励賞または論文賞受賞者が筆頭である共著論文

二 奨励賞または論文賞受賞者の貢献について、奨励賞または論文賞受賞者以外の共著者全員の同意を添えた説明書が提出されている共著論文

(改正)

第8条 この細則は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則(平成5年7月25日制定)

第1条(略)(施行日)

第2条(略)(経過措置)

附則(平成10年4月19日制定)

(施行)

第1条 この細則は、制定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成10年度（第7回）および平成11年度（第8回）の学会賞賞選考に限り、奨励賞の対象となる論文に発表当時43才未満程度であった研究者である個人またはそれらからなる集団が発表したものを含めることができる。

附則（平成17年1月25日制定）

この細則は、制定と同時に施行する。

附則（平成17年12月18日制定）

この細則は、平成19年1月1日から施行する。

附則（令和6年12月8日制定）

この細則は、制定と同時に施行する。